退職予定者向け　退職予定者向けガイドブックと音声動画をご覧になれます

健康・福祉 担当 ☎06-6941-3991

今年度の退職予定者向け共済制度説明会（集合型）は非開催となりましたが、**支部ホームページで、退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかる説明冊子内容及び音声動画をご覧になれます！**

HP　公立学校共済組合大阪支部 退職予定者説明会　検索

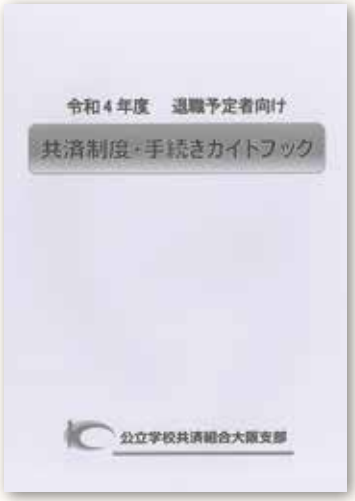

説明冊子（薄紫色）は、今年度末定年年齢の方には８月上旬に所属所へ送付済みです。それ以外の方で、冊子送付をご希望の場合は、**令和４年度「退職予定者向け共済制度・手続きガイドブック」送付申込書**（令和４年６月24日付け公立阪第187号通知、支部ホームページに掲載）を健康・福祉担当までFAXか郵・逓送でお送りください。なお、冊子内容は支部ホームページ内に掲載しているものと同じです。

退職予定者向け　任意継続組合員の申出手続きのご案内

資格 担当 ☎06-6941-3164

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で２年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る）。

※年金制度の加入はありません（60歳未満の組合員及び20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入が必要です）。

加入資格　〔以下の要件を満たしていることが必要です。〕

- **退職日の前日までに引き続き１年以上の組合員期間があること。（１年と１日以上）**
  令和４年10月１日に公立学校共済組合大阪支部に切替えになった短期組合員については、切替え前日まで社会保険加入だった期間についても共済組合員期間としてみなします。
- **掛金を期日までに払い込むこと。**

【定年退職後に再任用勤務をされる場合】

再任用フルタイム勤務及び短時間勤務（週20時間以上）の方は**任意継続組合員の申出は不要**です。現在の資格が引き続きます。

※現在、再任用フルタイム勤務の方で退職予定の方、勤務時間数を20時間未満に変更予定の方や、健康保険の適用のある就職をするか未定の方については、申出可能です。

申込書の入手方法

・令和５年１月末頃に所属所あて通知文を送付します。その際に「任意継続申出書」様式を同封しますので、複写し、ご利用ください。また、大阪支部ホームページの「お知らせ」に申出期間中のみ掲載します。

HP　公立学校共済組合 大阪支部　検索　→ 大阪支部トップページ内「お知らせ」

申出期間

・令和５年３月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に資格担当まで必要書類をご提出ください。**期日を過ぎると加入できませんのでご注意ください。**令和５年１月末頃に所属所へ送付する通知文書もご確認ください。

事前申出

事前申出期間

令和５年２月３日（金）～
令和５年２月15日（水）の消印まで

提出書類

○事前申出期間中に提出する書類
・「任意継続組合員申出書」
○令和5年４月１日以降に提出する書類
・組合員証等（※）

退職後申出

退職後の申出期間

令和５年３月31日（金）～
令和５年４月19日（水）の消印まで

提出書類

・「任意継続組合員申出書」
・組合員証等（※）

組合員証等（※）：「組合員証」「組合員被扶養者証」「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」「限度額適用認定証」のことを言います。**令和５年４月１日以降、必ずご返却ください**（「組合員証」以外は、交付されている場合のみ返却ください）。

任意継続組合員証等の交付について

・任意継続組合員証等については**掛金の入金を確認後、ご自宅宛て**に送付します。
・任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間は、お手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。
・医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。
詳細は任意継続組合員証とともに送付する**「任意継続組合員のしおり」**をご覧ください。

（注）：任意継続組合員のしおりは、任意継続組合員の制度説明や、組合員期間中の各種手続きの様式（扶養認定・取消や組合員情報の修正）が掲載されていますので、**組合員期間中は保管してください。**

任意継続組合員の被扶養者について

・在職中から認定されている被扶養者は、扶養の要件が引き続く場合には継続して任意継続組合員の被扶養者となります。
・組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職等で認定要件がなくなる場合は、「任意継続組合員申出書」に取消しする被扶養者氏名と生年月日を朱書きで明記してください。
・組合員の任意継続加入手続きが完了してから取消申告を行う場合は、別途「被扶養者認定取消申出書」や添付書類と併せて被扶養者証の返納手続きを行っていただく必要があります。

任意継続組合員の資格喪失について

・事前申出期間内に申出を行った後に、再任用等の再就職が確定した場合や自己都合にて任意継続組合員に加入する必要がなくなった場合は、**必ず**「資格喪失申出書（加入取消申出書）」を提出し、取りやめる手続きを行ってください。任意継続組合員の申出は、当共済組合員を含む再就職等の結果が判明し、加入する必要性が判断できる「退職後申出」期間に行うことも可能です。
・任意継続組合員期間中においては、申し出により月単位で、任意継続組合員でなくなる申出をすることも可能です。
・４月１日以降に任意継続組合員となってから再就職等（当共済組合員の加入含む。）により健康保険制度の被保険者となった場合は、再就職期間の長短に関わらず任意継続組合員の資格は喪失します。その際の資格喪失の手続きについては、任意継続組合員証とともに送付する「任意継続組合員のしおり」をご確認ください。
・**任意継続組合員の資格を喪失すると、再び加入資格（一年と一日以上の組合員期間があること）を満たさない限り任意継続組合員の申出はできません。**